

草深ふるさと農園 利用の手引き



印西市 環境経済部 農政課

はじめに

印西市では、農業者以外の方が野菜や花等を栽培して自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めることを目的とし、草深地区に「草深ふるさと農園」を開設しています。

この農園が、利用する皆様にとって豊かな時間を過ごせる場になるよう、本手引きに記載する内容を十分に理解していただき、適切に利用していただければと思います。

1. 概要

草深ふるさと農園は、市民農園整備促進法に基づき開設された市民農園です。利用にあたっては、申込後に市と貸付契約を締結する必要があります。

- (1) 貸出区画
284区画
- (2) 区画面積
約30㎡
- (3) 対象
市内にお住まいの人（原則1世帯1区画）
- (4) 貸付期間
4月から翌年3月までの1年間（年度毎の更新可能）
- (5) 貸付料
年額5,400円
※年度の中から貸付を受ける場合は使用日の属する月から月割により算出した額
（例）6月からの場合 10カ月×450円（月割額）＝4,500円
- (6) 場所
印西市草深字東内川171
- (7) 設備等
休憩所、トイレ、農業用水道、駐車場

2. 利用者の募集

例年4月に募集を行っております。募集を行う際には、市広報、HPに情報を掲載しますのでご確認ください。

※空き区画が発生しない場合等、募集を行わないこともあります。予めご了承ください。

3. 禁止事項

- (1) 高さ50cm以上又は速やかに撤去することができない建物、工作物の設置
- (2) 営利を目的とした作物の栽培
- (3) 貸付農地の転貸
- (4) 永年性作物（樹木類等）の栽培
- (5) 区画の形状を変えること
- (6) 区域以外での作付け

4. 利用上の注意事項

- (1) 作物残さや雑草は、ご自宅に持ち帰って処分するか、各自の区画内に穴を掘って埋めるなど対応してください。通路、空き区画等への投棄及び野焼き行為はしないでください。
- (2) 各自の区画、隣接する通路の除草にご協力ください。
- (3) サツマイモ、カボチャ、スイカ等の蔓ものは、区画からはみ出さないよう注意してください。
- (4) 排水設備が故障する恐れがありますので、水道では泥のついた農具や収穫物を洗わないでください。農具の泥はヘラ等で落とし、収穫物は持ち帰ってから洗うようにしてください。また、飲用はできませんのでご注意ください。
- (5) 農具等機材の貸し出しは行っておりませんので、各自でご用意ください。
- (6) 市外への転居や病気、怪我等により利用ができなくなった場合は、農政課にご連絡いただき、貸付農地を原状に復して返還してください。
- (7) 天災、病害虫、盗難その他の原因によって発生した農作物、機材等の損害又は事故に対し、市は一切の責任を負いません。

5. 貸付契約の解除について

禁止事項を守らない又は注意事項を怠り、市、土地所有者、他の利用者等に対して不利益を及ぼした場合は農園の貸付契約を解除させていただきます。

6. その他

- (1) 農園の利用者の皆様に連絡事項がある場合は掲示板等にてお知らせします。
- (2) 市がやむを得ず農園を休廃止するときは、原状に復して返還させていただきます。
- (3) この利用の手引きに定めのない事項は、市が必要に応じて定めるものとします。

《お問い合わせ》
印西市環境経済部農政課農政係
〒270-1396 印西市大森2364-2
電話：0476-33-4487（直通）